■ 総合文化研究所年報　第27号（2019）pp.165－168

研究動向

さまざまなマイノリティーの生き方に学ぶ

杉田　穏子

青山学院女子短期大学は、現代教養学科、子ども学科の両学科共通の現代教養コア科目においては「共生」が学びのテーマの一つになっている。また子ども学科においては要養護（社会的養護を要する状態）やしょうがいのために支援が必要な子どもとその家族に寄り添うことのできる保育者の養成に力を注いでいる。以上のようにマイノリティーとの共生も本学の教育目標の一つとなっている。近年の社会のマイノリティーへの視点をみてみると、障害分野では、しょうがいの責任をこれまで「個人」に押し付けてきた考え方から、その責任を「社会」に問うパラダイムシフトがみられる。日本でも2016年4月障害者差別解消法が施行され、行政機関や事業者には、しょうがいのある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。

このような状況の中、本プロジェクトではさまざまなマイノリティーを巡るこれまでの歩みと現状を整理し、これからの社会への提言を導き出すことを目的とする。そのためにマイノリティーに対して「支援の必要な人」という見方ではなく、「さまざまな厳しい状況を潜り抜けてきた人」つまりレジリエンスの高い人という人間観から捉え、研究を深めることで、本学の教育とその後の展開により大きな実りをもたらしたい。

初年度の2018年度は、専門家を招いての講演会を3回、構成員3名参加による視察研修を2回、構成員（辻、横堀）による研究会を2回実施した。

第1回講演会（2018年10月12日）

「“マイノリティの生き方”を支える仕組み～イタリア・トリエステ研修からの学び」

講師　吉川 かおり（明星大学人文学部福祉実践学科教授）

イタリアは1978年公布の180号法（バザーリア法）により、精神病院の新設、新規入院を禁止し、特別な場合を除いて精神障害のある人は地域で生活をしている。なぜ精神病院が解体できたのか、そして現在のトリエステのソーシャルワーカーの取り組みの様子を紹介していただいた。そこからは安易に金銭的支給をするのではなく、ソーシャルワーカーとともにお金を稼ぐことを考えていく取り組み、しょうがいのある人と高齢者を組み合わせてグループホームで暮らし、できるだけ施設化を防ぐなど多くの具体的な実践を学ぶことができた。

第2回講演会（2018年12月7日）

「障害者権利条約の実施とインクルージョンインターナショナル（国際育成会連盟）」

講師　長瀬 修 （立命館大学生存学研究センター教授）

2016年7月26日に神奈川県相模原市津久井やまゆり園で起きた障害者殺傷事件に対してインクルージョンインターナショナルに届いた海外からの追悼メッセージを紹介していただいた。世界中の様々な国の、しょうがいのある当事者、親、専門家、様々な立場の人たちからたくさんの追悼と怒りのメッセージが寄せられていることを学んだ。中でもスー・スウェンソン

（米国教育省職員）が紹介していた、自分の愛する息子、チャーリー（重度のしょうがいのある人）のために介助者であるナテ・ハジュが書いた詩「友だちのチャーリー」は心に残った。

また最近動きのあったしょうがいのある人に対する強制不妊手術の賠償問題に関して生じてくる難しい課題、出生前診断をめぐる状況についても紹介していただいた。

第3回講演会（2019年3月1日）

「マイノリティ運動を『自己表現』から読み解く――70年代の障害者運動・ウーマンリブを中心に」

講師　荒井 裕樹（二松学舎大学文学部講師）

荒井講師から、1960年代以降の社会運動を、主義主張がなされるあり方とその成果の質という従来的な観点からだけではなく、自己表現の一つのありようとして捉え直してみる、という問題設定が提起され、とりわけ、マイノリティの自己表現として把握できる70年代の障害者運動やウーマンリブをテーマに話をうかがった。障碍者のための文芸雑誌『しののめ』（1947年創刊）1962年の「安楽死特集号」の文例などを参考に、「差別されないためにはそれに値する人間でなければならない」という葛藤のあり方とは別に、存在それ自体として差別を受けず、認められる筋道を模索するあり方を考えた。省みるに70年代のウーマンリブには、立派な人間であろうとする自己超克＝（ひいてはその他に対する）差別的あり方とは距離を置いた実践的試みが確認できる。リブ新宿センターのメンバー（武田美由紀、米津知子、土井ゆみら）による1974年初演『ミューズカル　女の解放』の75年のフィルムを復元した貴重な映像を観、社会問題化していたコインロッカーベイビーに対するコメディ感覚の表現の質などを共に考えた。「青い芝の会」もウーマンリブも優生保護法との闘いをめぐって相克する関係にもあったが、いずれも権利、制度要求であるよりは、独自の存在主張・表現に徹したところがある。「わかってもらおう」とした時に相手にとって通じやすい言葉に乗らざるを得ない、相手の、権威（国家、男）の言葉でなく、何が存在を語るか、そのような視点を考えるに極めて有意義な時間であった。質疑で、武居所員より「わかってもらいたいという弱点がぼくにもある／保護法がぼくをしめ殺すのです」（「原住民の歌」長谷川四郎）が紹介され、応じて荒井氏は「わかってもらおうと思うは乞食の心」（田中美津）を示されるなど議論は尽きなかった。

以下は各自による報告である。

武居 光　　研究動向

先日、私が勤務する重症心身障害者施設で入所者100人に「参議院選挙をしたい人はいますか？」と聞いたら9名から「やりたい」と意思表示がありました。思いがけないことでした。あわてて選挙管理委員会に重度障害者郵便投票制度を申請して4人が投票に間に合い無事投票をすることができました。そのうちの一人の19歳の若者は、生まれつきの先天性筋疾患があり生後3か月から人工呼吸器をつけ寝たきりの生活を余儀なくされていますが、私たちは施設内の会議室の壁に彼の目線の高さに選挙ポスターを張り、彼はその前を介助者とともになんども行き来すること1時間、視線と口の動きによって、彼は無事投票を終える事ができました。

障害者が何かを成し遂げたとき、往々にして「彼／彼女は障害を乗り越えた」という言い方をしますが、この選挙に関してはわたしたちが「重症心身障害者は選挙などできるはずがない」という「思い込み」を捨て、彼らに意思を聞いたところから始まったのですから障害（偏見）を乗り越えたのは私たちだったのかもしれません。

この1年間、旺盛なフィールドワークやゲスト講義によって、これまで私たちが「常識」として受け入れ、学生に教えてきた知識をマイノリティの立場から疑い、学びなおすという極めて知的な時間を過ごすことができたことの意義

深さを思い、機会を与えて下さった大学に感謝しています。

そして2年目の本年は、ダウン症の出生前診断に反対をする団体が活発に活動していたり、その運動の象徴的存在であるダウン症の女優が今年女王陛下から勲章を授与されたり、トイザらスなどの大型店舗が自閉症の人のための静かな時間クワイエットアワーズを提供していたりするなど、社会のあちこちで障害児者との共生社会を模索するイギリスの先駆的な活動を訪ねる予定です。

辻 吉祥　研究動向

2018年度の主要な研究活動としては、まず、9月14～15日に、他二名の所員とともに、兵庫県伊丹・西宮における地域的支援のあり方が学習できる場ないし施設を訪問した。重度の身体的困難とともに生きる人びと、さらにその人びとの困難をみずからのものとしつつ、ともに生き、支える――あるいは支えられている人びとの、孤高の実践の日々（清水明彦さん、李＝国本 修慈さんら）、その創意や苦心のありようと「生きること」を手に入れるための情熱的なたたかい（それはながく大きなものである）の姿を、目の当たりにしてきた。さらに10月12日には研究発表「生き延びる優生学――その透明な亡霊の形姿」（於：本館第二会議室総合文化研究所）を行ない、その研究の成果を問うた。優生学＝ナチズムの悪行という通俗的で還元的な理解＝「歴史への無理解」が広範に存在し、そしてその優生思想問題に対しては、いわば外部的な立場から、主意主義的ないし個々の良心的対応によって対処可能であるかのように見做している類の理解が払底されておらず、真に歴史的で根底的な把握とそれに基づいた諸事案への対応策の練られる必要のあることが痛感された。また翌年2月16～17日には福島県郡山にて、白石清春さんを中心とした障害者差別「禁止」に向けての現在進行形の実践的な試み（「郡山市差別禁止条例」実現にむけての素案の検討会議）にも参加してきた。加えて、橋本広芳さんにも、1977年の車椅子でのバス乗車闘争（川崎）をはじめとする、集団的なたたかいの歴史的な経緯と逸話について、ふんだんにうかがってくることができた。いずれで出遭った方々にも、常人には及びがたいような、情熱的で知的な生きる姿＝困難に個人的、社会的にたたかいつづける姿そのものが拝察され、敬すべきその姿勢に、深く感銘を刻んだ。まさに貴重な体験といってよく、総文研の本研究支援には感謝の他ない。

横堀 昌子　研究動向

家族に生じる多様な事情・背景によって社会的養護を必要とする子どもたちへのケア体制は、2017年の新しい社会的養育ビジョン以降、政策レベルでは、里親や「里親が大きくなった」養育形態であるファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を合わせた家庭養護への移行が強く押し出されている。施設養護の機能が再検討される時期を迎えているということでもある。

一方、子どもの福祉の観点からあくまでもニーズに沿って、であるが、社会的養護を必要とする子どもたちの養子縁組も推進されている。折しも経済的事情や被虐待などから実親と暮らせない子どものための特別養子縁組制度（1988年～）の対象年齢を「原則15歳未満」に引き上げること等を柱とする改正民法が2019年に成立している。縁組の成立要件が緩和されるとともに、養親希望者の負担が重いと指摘される手続きが改定され、制度の利用がより促進される改正となっている。実親との関係が終結するこの制度の活用が適切に行われるならば、親子分離せざるを得ない子どもたちのパーマネンシー保障の観点から、子どもを「新しい家族・家庭」に結びつけることがこれまで以上に展開されることになる。しかし課題も多い。

家庭養護も養子縁組も、「中途養育」にあたる。ゆえに、それらを成り立たせるための里親

家庭・養育支援の実質、ありようが問われている。

このような転換期にあって本研究では、2018年度に、地域性の異なる乳児院・児童養護施設に設置されている里親支援機関の事業に関する事例検討を行った。里親家庭への支援は、あくまでも家庭を基盤として行う。2018年度は英国の里親支援専門職との接点も得て、家庭や養育者のアセスメントの重要性を再認識させられた。

2018年度は里親支援の枠組みの中で支えられながら委託児童の養育にあたる里親およびファミリーホームの養育者のヒアリングを通し、養育支援に求められる内容についても検討した。引き続き研究を深めていく予定である。

杉田 穏子　研究動向

2018年度は、2回の視察研修を通して、地域に根ざしたしょうがいのある人の暮らしの支援の現状を学んだ。1回目の視察研修は、兵庫県伊丹市、西宮市における重度しょうがいのある子ども・大人への取り組みの様子を視察した。24時間体制でいつでも重度しょうがいのある人を預かることができるショートステイ、重度しょうがいのある子どもたちの放課後デイサービス、地域で自立生活を送っている重度しょうがいのある方の日中活動（雑貨店）、地域の人としょうがいのある人の交流の場を視察した。2回目の視察研修では福島県郡山市での身体しょうがいのある当事者が運営する組織の取り組みの様子を視察した。この組織が中心となって制定しようとしている「郡山市障がい者差別禁止条例案」の話し合いを傍聴した。話し合いの場には、身体しょうがいのある人だけでなく、知的しょうがいのある人とその親、複数の市会議員、一般の人など多くの人が参加し、活発なやりとりがなされていた。また70年代からの障害者運動の歴史についてもインタビューすることができた。

吉川先生の講演会で、イタリア、トリエステの取り組みの報告を聞き、しょうがいのある人、高齢者が地域で生活していくための工夫を学び、法律で脱施設を定めることの重みを再認識した。日本でも1990年代には、知的しょうがい、精神しょうがいのある人の脱病院、脱施設化の方向性が強く打ち出されたが、近年その勢いは遠のいているように思われるからだ。その意味でも視察を行った兵庫県や福島県の地道な取り組みを知ったことは貴重であった。

これらの視察や講演会での学びを通して、しょうがいを「障害」にしているものは、社会の仕組みであることを強く感じた。どんなに重度のしょうがいがあっても仕組みを整えることで、地域で安心して暮らしていけること、しょうがいのある人が中心となり、しょうがいのある人やない人を巻き込んで、サービスや条例を作り、社会の仕組みを変えていけることを学んだ。